

秋田市保健所
電話交換機等設備
貸借仕様書

1 概要

- (1) 本仕様書は、秋田市保健所の電話交換機等設備に適用する。
- (2) 本設備工事に使用する機器類は、技術審査基準適合品とする。
- (3) 本設備設置は、機器据え付け完了後検査員の検査をもって完納とする。
- (4) 本工事の完成に必要なNTT東日本に対する申請は、一切請負人が代行するものとする。
- (5) 電気通信事業法、有線電気通信法に定める法律に基づき行うこと。
- (6) 電気設備技術基準に基づき行うこと。

2 設置場所

秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所内

3 実施期間

- (1) 設備設置期間
令和7年3月31日まで
- (2) 賃貸借期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 システム導入範囲

本システムの導入範囲は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 電話交換機 | 1式 (収容種別/回線容量は後述による) |
| (2) 電源装置 | 1式 |
| (3) 多機能電話機 | 119台 (24ボタン以上・表示) |
| (4) デジタルコードレス | 2台 |
| (5) 単体電話機対応 | 14台 |
| (6) 音声メール・IVR機能 | 1式 |
| (7) UPS (2時間程度) | 2台 |
| (8) 既設ファックス収容 | 3式 |
| (9) 3ch音声応答装置 | 1式 |

5 機器仕様

(1) 電話交換機

交換方式	着信方式	放送着信、D I L着信 発番号ダイヤルイン 着番号ダイヤルイン 付加番号ダイヤルイン モデムダイヤルイン 着サブアドレスダイヤルイン、i・ナンバー着信
消費電力		基本架 最大550VA 増設架 最大440VA

電源条件	入力電圧	AC100V±10V
	周波数	50/60Hz
ダイヤル条件	ダイヤル速度	10±0.8ppsまたは20±1.6pps
	PB信号	0～9、*、#
環境条件	温度	5～35℃
	湿度	45～80RH%（相対湿度）
	運転	自然空冷
構造条件		ビルディングブロック積み上げタイプ。原則として、秋田市保健所1階室内の既存の収納スペース（W=860mm、D=580mm、H=1,250mm）内に収納できること。

(2) 番号計画

内線の番号構成（桁数）は下記のとおりとする。

種別	桁数	番号
内線番号	1桁～4桁	0～9、#、*
特殊機能番号	1桁～4桁	0～9、#、*
局線発信		0～9、#、*
特甲規制		

※詳細な番号計画については別途打ち合わせとする。

(3) 機器配線方式

スター配線方式であること。

(4) 電源装置

停電補償時間は、2時間程度とする。

(5) 多機能電話機

- ア 液晶ディスプレイ、バックライト機能を有すること。
- イ 24個のボタンを有すること。
- ウ 音量（着信音量・受話音量）を調整できること。
- エ 可変ボタン、ワンタッチ、リダイヤル、マイク、保留、スピーカを有すること。
- オ 発着信履歴を32件（発着信共に）表示可能なこと。
- カ 共用電話帳登録が19,800件可能なこと。
- キ 電話機個々に電話帳機能を有し、且つ漢字表示が可能なこと。

(6) その他機能

- ア 電話交換機装置のデータ設定および変更はPCで設定可能なこと。
- イ 電話交換機設定データを保守センターへ自動でバックアップ可能なこと。

6 収容回線

種類	現用	収容可能数	備考
局線数			
S RD専用線	4回線	4回線	
ひかり電話 オフィスAタイプ	29ch	48ch	電話交換機システムのCCUへ直 収出来るもの（PRIインタフェ ースによる外付けVOIPGWは 不可）
内線数			
多機能電話機	150回線	150回線	デジタルコードレス2台含む
単体電話機等	32回線	32回線	

7 設置作業関係

- (1) 作業については、担当者の指示に従い十分な打合せのうえ施工すること。
- (2) 交換機、電源装置、本配線等は耐震を考慮した据付方法とする。
- (3) 機器配線は、新設及び既設配線利用とする。ただし、現場調査にて老朽化している箇所を確認し、新設の判断をすること。また、中会議室および大会議室に配線を敷設し電話機を使用可能な状態にすること。（台数は中会議室8台分、大会議室2台分。）
- (4) 電話機の取付けは、その位置を担当者と詳細に打合せのうえ行うこと。
- (5) 機器の取扱説明については担当者を通じて十分に行い、設置作業完了後の運用にあたり支障がないようにすること。
- (6) 作業予定については、期間に余裕をもって担当者に連絡すること。
- (7) 設置作業現場周辺の設備・建造物等に損傷を与えないよう適切な予防措置を講じるなど、事故防止に努めること。
- (8) 設置作業の実施に先立ち設備事故発生時の緊急連絡方法を定め、緊急時における連絡および措置を適切に実施できるよう作業員に周知徹底を図ること。
- (9) 工事の時間帯については、別途協議とする。
- (10) 更新した機器がすぐ使用できるよう、納入前に初期データの設定等を行っておくこと。また、電話主装置に登録されている電話帳ダイヤル等も、納入前に更新機器へ移行しておくこと。

8 関係図書の提出

- (1) 完成図
- (2) 試験成績表
- (3) 取扱説明書
- (4) 完成写真
- (5) 設定表
- (6) その他担当者の指示によるもの

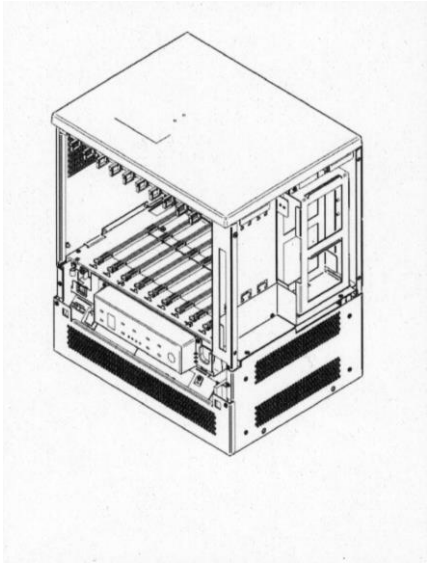
9 保守

- (1) 電話交換機設備における故障や異常等の連絡を受けたときは、直ちに機器設置場所に赴き、迅速に修理調整を行うこと。
- (2) 故障の状況に応じて、部品交換や代替機器との取り替えを行い、使用可能な状態に復旧すること。ただし、消耗品（バッテリー等）は委託者の負担とする。
- (3) 月一回の定期点検を実施し、写真付の報告書を毎月提出すること。

10 その他

- (1) 以下の経費については、契約金額に含まれるものとする。
 - ア 機器取付およびそれに係る全ての作業経費
 - イ 既設取り外し機器の撤去および処分に係る経費
 - ウ 保守費用 交換機5年保障付（交換物品等を除く。）
- (2) この仕様書に変更がある場合又は定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

参考（姿図一例）

電話交換機本体	増設架
	
24LK多機能電話機	デジタルコードレス
	